



Title	占領下日本における戦争記録画没収と移送の事情
Author(s)	Tan, Vincent Louie
Citation	デザイン理論. 2011, 56, p. 17-29
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/53560
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

占領下日本における戦争記録画没収と移送の事情

Vincent Louie Tan

京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科

キーワード

戦争記録画, GHQ-SCAP, 接收, 展示, 評価
Japanese war painting, GHQ-SCAP, confiscation, shipment

I. はじめに

- A. 戦争記録画とは何か
- B. 先行研究
- C. 問題の所在

II. 連合軍による戦争記録画の接收

- III. 戦争記録画の展示・収蔵・評価
- IV. 戦争記録画の移送について
- V. おわりに

I. はじめに

A. 戦争記録画とは何か

絵画の歴史をとおして、西欧においても日本においても、戦争を主題とする作品が数多く描かれてきた。そのなかでも特に、日中戦争の勃発から第二次世界大戦の終結に至るまでのあいだに、戦地に派遣された著名な日本人画家達が日本軍からの依頼に基づいて制作した、戦争の諸々の場面を表した一連の作品は、現在、一般に「戦争記録画」と呼ばれている。これらの戦争記録画には、日本画も何点か含まれてはいるが、ほとんどは洋画で、大規模なサイズのキャンバスに写実的な手法で描かれている。

戦争記録画は、戦争に対する国民の志気を高め、勝利を確実なものとすることを目的とするもので、これらの戦争記録画を展示する展覧会が、日本軍と朝日新聞社によってたびたび開催されていた。展覧会は、軍事的に重要な意味を持つ日（例えば、真珠湾の攻撃記念日や陸軍記念日）にあわせて開催され、注目されるべきイベントとして朝日新聞紙上に取り上げられ、東京、名古屋、大阪、京都および福岡といった日本の主要都市を巡回し、来場者も多かった。また、天皇や皇后あるいは他の皇族が展覧会に訪れるいわゆる天覧は、そこに展示されている絵画を、皇室のお墨付きを得た尊いものであることを人々に強く印象づけることとなった。

第二次世界大戦が終結したとき、連合国進駐軍は151点の戦争記録画を接收した。接收され

た戦争記録画は、連合国軍による占領が終わる頃にアメリカに移送されるが、1970年に日本に返却されることとなる。現在、東京国立近代美術館に、無期限貸与のかたちで153点の戦争記録画が保管されている。

本論文は、戦争記録画をめぐる事情のなかで、特に、その接收からアメリカへの移送に至る時期に注目し、そこでの問題を検証しようとするものである。

B. 先行研究

連合国進駐軍による戦争記録画の接收と移送に関する先行研究として、1999年に発表された次の二つの論文が挙げられる。一つは、平瀬礼太の「戦争とアメリカ」¹で、もう一つは、河田明久の「[それらをどうすればよいのか]—米国公文書にみる「戦争記録画」接收の経緯」²である。これら二つの研究では、東京の国立国会図書館の憲政資料室にマイクロフィッシュのかたちで保管されている連合国軍総司令部（General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers 以下 GHQ-SCAP と略す）の公文書に基づいて、戦争記録画の接收と移送の過程が綿密に再構成されている。

平瀬の論文では、戦争記録画の接收とその後の東京都美術館での保管、および1951年のアメリカへの移送の実際が年表化され詳しく論じられるとともに、GHQ-SCAP の公文書（マイクロフィッシュ番号：CIE(C)06719-06720, 06748-06752、および CIE(D)04811-04823）が資料として復元されている。復元された公文書は、もっぱら、初期の接收活動に関するものと、接收した戦争記録画についてのオーストラリアとオランダからの要求に関するものである。加えて平瀬は、接收された戦争記録画の詳細なリストも作成している。

河田の論文は、平瀬の論文の内容を継承し展開させたものみなすことができる。そこでは、さらに新たな GHQ-SCAP の公文書（マイクロフィッシュ番号：AG(C)00089-00090, CIE(A)08145 および CIE(C)00016）が復元され、日本語訳も添付されている。河田は、1945年と1946年における戦争記録画の接收が、まず非公式に始められ、公式の命令が発行されたのはかなり後になってからであることを明確している。また彼は、敗戦直後に、戦争記録画の所在の確認や接收される作品の選択がなされる際に、日本人の従軍画家のなかでも特に藤田嗣治と山田新一の二人が貢献していた点にも言及する。さらに河田は、GHQ-SCAP にとって、接收した戦争記録画をどのように扱うのかという問題は、結局のところ、戦争記録画が、芸術的、文化的、歴史的な価値を持つものかどうかという問題、つまりその評価の問題を意味していたことを強調している。

C. 問題の所在

平瀬と河田の先行研究によって、戦争記録画の接収が、必ずしも、占領下の日本の非武装化を目的として組織的に行われていたわけではなかったことが示唆された。GHQ-SCAPは、そのような経緯で接収した戦争記録画について、それがただのプロパガンダの道具にすぎないのか、あるいは芸術的な価値をもつものとして守られるべきものなのかを判断する必要があった。

本論文は、GHQ-SCAPが抱えていた問題、つまり接収した戦争記録画の評価の問題について考察しようするものである。とはいえ、本論は、戦争記録画がプロパガンダなのか、あるいは芸術なのかを最終的に決定することを目指しているではない。むしろここで注目したいのは、接収された作品が、占領末期にアメリカへ移送されたという事実である。GHQ-SCAPは、接収した戦争記録画を移送するまでに、なぜ5年の歳月を要したのか。GHQ-SCAPは、どのようにして戦争記録画の価値を公式に定め、それらを実際に移送するに至ったのか。そこには、GHQ-SCAPのどのような意図と論理が働いていたのか。本論の目的は、これらの事情を新しい資料を紹介しながら検証し、占領下日本における戦争記録画の扱われ方を明らかにすることにある。そうすることをとおして、戦争記録画を、それがプロパガンダか芸術かという問題とは別の角度から眺める新たな視点を示してみたい。

II. 連合軍による戦争記録画の接収

1945年9月に、GHQ-SCAPによる日本の占領が公式に始まり、数ヶ月後に、日本の戦争記録画の接収が行われた。戦争記録画を集めて接収する活動は、工兵司令官部（Office of the Chief Engineer 以下OCEと略す）の戦闘美術家部隊（Combat Artist Unit）のバース・ミラー少佐（Major Barse Miller）によって始められた。GHQ-SCAPの公文書によると、この活動は、非公式で個人的な理由で始められた。ミラー少佐は戦争記録画の存在を、戦争記録画を最も多く制作した画家のひとりで知人の、藤田嗣治を通して知った可能性がある。両者は、第二次世界大戦以前にパリで知り合っていた³。1945年11月8日付で、ワシントンからGHQ-SCAPに向けて、すべての日本人従軍画家（Japanese combat artists）によって制作された絵画、水彩画、彫刻、および図面を集めるように命じるメッセージが発信された⁴。集められた作品は、ワシントンにある戦争省の歴史的財産課（Historical Properties Section）に運搬するように命令されていた。接収された作品は、メトロポリタン美術館で行われる、日本の占領についての展覧会で展示される予定であった⁵。

1946年初頭、GHQ-SCAPの総司令官ダグラス・マッカーサーは、工兵司令官部による戦争記録画の接収行為を知った。1946年2月6日の会議で、工兵司令官ヒュー・ケーシー少将は、マッカーサーに、接収した戦争記録画がどのようなものかを説明するためにカタログと写真を

見せた。マッカーサーは、戦争記録画のもつ性質がはっきりとしないことを指摘し、GHQ-SCAP がそれらの作品を集めてアメリカに移送する権限を持ちえるのかどうかを疑問視した。しかしながら彼は、接收を続け、作品の価値を見極めなければならぬと勧告した。そのうえで、追って通達があるまではアメリカへの作品の移送を保留にするとした⁶。ケーシー少将の回顧録によると、マッカーサーは、接收した作品に関する責任をケーシーに一任した⁷。

戦争記録画の接收行為はさらに数ヶ月続いた。そして、接收した129点の戦争記録画を連合国側の職員のために展示する展覧会が、1946年8月21日から同年9月2日にかけて上野公園にある東京都美術館で開催された⁸。展示された作品は、展覧会の後、美術館の26ある展示室のうちの5室で1951年7月まで保管され、最終的にはアメリカに移送された。

III. 戦争記録画の展示・収蔵・評価

ワシントンからの直接命令があったとは言え、接收した戦争記録画をアメリカに移送することは簡単なことではない。戦争記録画の性質がはっきりとしないのでワシントンからの命令を保留にしておくというマッカーサーの判断が、非常に繊細な判断であったことは、彼自身分が自覚していたに違いない。マッカーサーに与えられた日本の占領のための基礎命令 JCS 1380/15では、占領軍は、歴史的、文化的ならびに宗教的な対象物のすべてを、あらゆる損害や損失から保護し保存しなければならないとされていた。戦争記録画は、一方では、文化的な価値をもつ対象とみなされうるかもしれないが、その一方で、終結したばかりの戦争をまさしく賛美してきたものもある。それゆえに、日本の武装解除と非武装化を旨とする占領軍の基本理念のもとでは、保護や保存の対象としての戦争記録画の優先順位は低くならざるをえない。しかも、日本の占領のための基礎命令 JCS1380/15の武装解除についての条項のなかでは、美術品の扱いについては何も言及されていない⁹。したがって、GHQ-SCAP が接收した戦争記録画をどのように扱うのかを決めるためには、マッカーサーが勧告したとおり、まずもって作品の評価が行われなければならなかった。

評価をめぐって、二つのシナリオが想定されていたと推察できる。接收した戦争記録画が、文化的あるいは歴史的な価値を持つならば、JCS1380/15に示されているとおり、占領軍はそれらを保護し保存しなければならない。だが反対に、戦争記録画がそのような価値を持たないのならば、それらを勝利品として破壊しようと、興味を示すほかの連合国に分与しようと、占領軍の自由となる¹⁰。

GHQ-SCAP 公文書には、接收した絵画の査定に関するいくつかの記録が残されているが、それらの査定は非公式に行われていたようであり、いずれも綿密な調査に基づくものとはいえない。戦争記録画の性質あるいは価値に関して、何らかの判断が下されていたとしても、その

ためにどんな評価基準が用いられたのかについては一切書かれていない。例えば、1946年8月24日にOCEの戦闘美術家部隊のレスリ・アンダーソン大尉（Captain Leslie Anderson）は、民間情報教育局（Civil Information and Education Section以下CIEと略す）の美術記念物課（Arts and Monuments Division以下A&Mと略）のアート・コンサルタントのHOWARD・HOLLIS（Howard Hollis）と、東京陸軍教育センターのヤマダ博士という人物とともに、当時東京都美術館に陳列されていた戦争記録画について話し合っている。この話し合いのなかで、なにか重要な判断がなされたのかもしれないが、それについての記録はまったく残されていない¹¹。接収した戦争記録画についての評価は、その重要性にもかかわらず、公式には即座にはなされなかったとなる。

この時期には、戦争記録画の価値を評価する責任は、既にCIEのA&Mアート・コンサルタントに委譲されていた。ホリスによって書かれた1946年8月27日付の会議報告書（conference report）によると、朝日新聞のコイケは、A&Mの現場監査人（field inspector）に、当時東京都美術館で展示されていた戦争記録画を見てほしいと依頼している。その依頼に、デトロイト博物館の東洋美術の学芸員シャーマン・リー（Sherman Lee）が対応した。コイケは、展覧会に関する新聞記事をA&Mから提供してもらえるかと尋ねたが、この要求は拒否された。その代わりに、A&Mの役員に対して要望を提出することが許された。彼は戦争記録画の客観的評価を要望し、作品を政治的見方からではなく純粹芸術の立場から判断することをCIEに求めた¹²。

1946年9月16日、展覧会が終了した二週間後、朝日新聞紙上に展覧会に関する記事が掲載された。この記事のなかでは、戦争記録画に関するシャーマン・リーの見解が紹介されていた。彼は、戦争記録画にはいかなる長所も見いだされず、これらの作品は、美術の世界からはすぐに忘れられてしまうだろうとする一方で、日本画の様式で描かれた、浮世絵を思わせるような特色を示す戦争記録画を賞賛している¹³。筆者は、このようなリーの見解を裏付ける公文書をCIEとA&Mで調査したが、どちらにおいても該当するものを見つけることはできなかった。したがって、リーの見解は個人的見解であって、そこには、CIEやGHQ-SCAPの公的な考え方方が反映されているわけではないのかもしれない。だが、このような見解は、シャーマン・リーに限られたものではなく、戦争記録画の接収に関与した他のGHQ-SCAP役員の見解としても珍しいものではなかった。

A&MやGHQ-SCAPの役員に加えて、将校も、戦争記録画の価値に関する意見を持っていたが、それもまた非公式な意見であるように思われる。民間財産管理局のガーランド（Garland）という役員は、1946年8月23日付の手書きメモに、戦争記録画は文化的な価値を持たない、ただのプロパガンダの道具であると記している。ガーランドは、この見解を、戦争記録画の接収

活動を遂行したアンダーソン大尉に伝えているが、その際のアンダーソンの感想は、接収された作品はいずれ破壊されるだろうというものであった¹⁴。

占領が進むにつれ、同様の見解は、GHQ-SCAP の他の将校たちからも聞かれるようになつた。1950年5月12日に、接収された戦争記録画が保管されている東京都美術館の5室の展示室を開け放ってほしいという依頼状が、毎日新聞のPR部のナガシマ・ケイスケから寄せられた。数日後、CIE のアートコンサルタントのジョージ・ケイツは司令部サービスグループ (Headquarters and Service Group 以下 HQ&Svc と略) の調達部 (Procurement Command) のドゥースマンとともに、作品を点検するために東京都美術館に赴いた。彼らの見解は、1946年のシャーマン・リーの見解以来、繰り返し述べられてきたものとほとんど同じであった¹⁵。

戦争記録画についての見解においては、その芸術的価値を評価することには関心は向けられておらず、もっぱら、それがもつ反アメリカというメッセージ性やそのプロパガンダとしての偏りのほうが重視されてきたといえる。このような過程を経て、戦争記録画について意見が、極めて公式的な文書によるやく記されることとなる。CIE局長のドナルド・R・ニュージェント中佐は、ワシントンにいる米国陸軍幕僚長宛てた1951年5月28日付の文書で、接収した戦争記録画は、軍国主義的かつ政治的プロパガンダとしての価値だけを持つものであり、それらは芸術とは認められず、したがってこれらの作品は、降伏文書の条項や、陸上戦の規則、あるいは文化財の保護・保存・賠償の必要性に関する国際法の、いずれに抵触するものでもないと述べている¹⁶。ニュージェント中佐のこの文書は、何年か前から他の役員によって表明されてきた見解を、より明確な用語で本質的に言明したものである。そしてこの言明が、米国陸軍幕僚長から、接収した戦争記録画を梱包してアメリカに移送せよという命令が新たに発せられ、これまで保留されていた移送が迅速に遂行されるための素地をつくることとなる。

IV. 戦争記録画の移送について

ところで、このニュージェント中佐による文書の中には、いくつかの提案がある。そのうちの一つは、接収作品を保管するために使用されていた東京都美術館の展示室を至急明け渡せということであった。GHQ-SCAP が格納のためだけに、さらに長期間に渡って展示室を占有し続けることの正当化は困難となつた。そして、接収戦争記録画の価値を正式に評価しないことには、正当化にたいして、はっきりとした根拠づけがないままとなる。

先に述べたように、1946年9月2日に終わった連合国側の職員のための展覧会から接収された戦争記録画は、東京都美術館の5つの展示室に格納された。長期展示会に適した展示スペースが他になかなかないため、東京都美術館の借用展示室は新しい作品の展示を望むアートグループにとって非常に貴重な存在であった。1946年以降、CIE はいくつもの団体から、接収作

品が格納されている展示室を明け渡してほしいという要望を受け取った。これは平瀬礼太の先行研究に紹介された年表より4年早い¹⁷。

A&Mの課長ハワード・ホリスの1946年12月30日付会議報告書によると、毎日新聞と二科会の代表者テラダが、徵發された展示室の明け渡しを口頭で申し入れた。5つの展示室のうちの3つを、毎日新聞の後援で1947年6月に開催予定の二科会の展覧会のために使用したいというものであった。言うまでもないことだが、GHQ-SCAPが、接収作品をいかにすべきかいまだ判断しかねている状態のため、申し入れは却下された¹⁸。また、1947年3月に同じ要望がA&Mにも送られたが、回答は1946年と変わらなかった¹⁹。

A&Mは、接収作品を保管する展示室の明け渡しについての要望を、同年にさらに2通受け取った。1947年7月31日に、国立博物館のJ.ハラダ博士は、同じく、接収作品を置く展示室が明け渡される可能性をCIEに尋ねた²⁰。そして、1947年8月1日に日本の首相の秘書のウエハラ氏は、横山大觀に代わって、彼の計画する展覧会のために、2つの展示室を開放してほしいと申し入れたが、結果的にウエハラ氏は、その可能性がないことを知らされるに終わった²¹。

1950年には、徵發された展示室の明け渡しを求める要望が次々に送られた。この時期に、GHQ-SCAPの要人は、要望に対してより寛容になった。以下の要望は、CIE局長ニュージェント中佐に直接送られたものである。

- 1) 1950年4月3日－毎日新聞の編集主幹 工藤信一良より。1,000以上の作品を展示する、5月15日から1950年6月7日までの20日間の展覧会のため
- 2) 1950年4月－東京都美術館館長代理トジュロ・オガワより。接収作品の置かれる展示室を東京都教育委員会に供出すること
- 3) 1950年4月4日－日本美術家連盟の伊原宇三郎からの要望

また、同様の要望は、伊原宇三郎と毎日新聞の本田親男によって、直接マッカーサーにも送られた²²。宗教文化財課（A&Mと宗教課を1947年に合併して創設された部署。Religion and Cultural Resources Division以下RCRと略す）のW.ニコルズ（W. Nichols）の会議報告書には、こうした要望は「合理的で正当」なことなので、展示室明け渡しの可能性があると記されている。この会議には日本美術家連盟の益田氏と毎日新聞の特別プロジェクト部のウチイ氏、CIEのRCRのジョージ・ケイツが出席した²³。しかしながら、この戦争記録画の移送と展示室の明け渡しという案件はCIE単独で解決できる問題ではないため、決定的な判断が下されるには、さらに一年程度の時間を必要とした。

興味深いことに、徵發された展示室の明け渡し要望のいづれにも、接収戦争記録画を各作者に返却してほしいという要望は含まれていない。特に不思議なことは、自らの作品も押収された伊原宇三郎の行動である。毎日新聞のワタナベは、展示室の明け渡しについてRCRに問い合わせた際、「戦争記録画は、戦争記録画専門のRCRが保管する」と答えた²⁴。

合わせの電話をかけた時、展覧会の主催者の関心は展示室の明け渡しだけであると言った。彼らは要望が承諾された際に、接収された作品に起こることには興味を持っていない²⁴。

この時点では、戦争記録画に特に関係のある GHQ-SCAP 部門間で開かれた非公式会議に関する文書に注意を向けておこう。これらの部門とは、接収作品を管轄する工兵司令官部（OCE）、東京都美術館の徵發された展示室の責任がある司令部サービスグループ（HQ&Svc）と、接収戦争記録画の評価を命令された民間情報教育局（CIE）である。この1951年4月27日付文書は「CIE 会議報告書」に分類され、国立国会図書館の憲政資料室で保管されている。マイクロフィッシュ番号は CIE(A)08580 である。

この非公式の会議では、戦争記録画によって引き起こされた問題を的確に把握している者は、参加者の中に誰もいなかったようだ。作品接収と格納の概略的経緯は、各文書に散見される情報と参加者の記憶からつなぎ合わされた。この時点で、占領軍には、1945年後半から1946年前半に実施された戦争記録画の接収と展覧会に責任があった役員はもういなかった。戦争記録画の接収活動時の工兵司令官のケーシー少将は1949年に退職していた。バース・ミラー少佐とレズリー・アンダーソン大尉は既に他の部署に移っていた。CIE のハワード・ホリスとシャーマン・リーは一般市民の生活にもう戻った。そして、ケーシー少将に口頭で責任を命じたマッカーサーは、1951年4月中旬にマシュー・リッジウェイ司令官にその座を譲っていた。

GHQ-SCAP の各部署には、それぞれの関心があった。OCE は、彼らが「謎めいた責任」と呼ぶ戦争記録画にまつわる責任を取り除くことを切望していたが、それを行う正当な根拠がないため、どうすればよいか分からなかった²⁵。OCE は、米国陸軍の戦闘美術家プログラムを担当していたが、徵發された芸術作品の保管はその任務に含まれていない。

徵發された展示室に責任がある HQ&Svc も、増加する戦争記録画の保管料金を懸念していた。会議報告書によると、東京都美術館で作品の保管を続けるには、1 年あたり 40 万円がかかっていた。また、HQ&Svc は近い将来にこの料金が 3 倍に増加すると予測していた。実は、接収された戦争記録画に対する資金が問題になったのはこれが最初ではなかった。1949年12月20日に、ホシヤショウカイという会社は、4 年前の戦争記録画展覧会に関する業務代金が未払いのため GHQ-SCAP に請求書を送った。GHQ-SCAP はホシヤショウカイに 3 万 6900 円を負っていた²⁶。GHQ-SCAP は戦争記録画に対して、資金を容易に割り当てなかつたと言える。

最後に、CIE は接収された戦争記録画の最終処理をいかに行うかに関して、何かを推奨するような責任がないと信じていた²⁷。会議の中で、CIE の代表として出席した RCR のアート・コンサルタント W. ニコルスは、接収された作品が軍国主義的でプロパガンダの道具であると評価した。数年前に下された非公式な見解と全く同じ評価である。またこの評価にあたって、どのような評価基準が用いられたかということに関しては、全く言及されていなかった。しか

しながら、今回、CIEは、その件に関して公式的な見解を示し、リッジウェイ司令官を通して、直接に米国陸軍幕僚長に文書を提出することを積極的に行つた²⁸。幕僚長からの命令があれば、OCEとHQ&Svcは、トラブルを最小限に抑える形で、より容易に接収された戦争記録画をアメリカに移送できる。これは、戦争記録画に関係があるGHQ-SCAP役員が、接収された作品に関する、各自の責任を逃れることを望んでいたことを明確に示している。その結果、OCE、CIEとHQ&Svcの協力によって、長く解決を待っていた問題は数ヶ月で解決された。そして、戦争記録画を米国陸軍省に移管することによって、GHQ-SCAPは、オーストラリアとオランダから寄せられた作品譲渡要求への対処という付随的業務を免れることができた。部門間共通のこのような見解は、GHQ-SCAP役員にとって、非常に論議を呼んだ戦争記録画から手を洗うための最も都合のいい理由だと見なされた。

プロパガンダとして戦争記録画を評価することは、おそらくそれらの日本からの搬出を最も容易にする方法であっただろう。なぜなら、そうした評価は文化や芸術についての複雑で繊細な問題を回避するからだ。しかし、この長年の懸案事項は、財政的な問題もあって、GHQ-SCAPの役員によって解決された。接収された戦争記録画に关心を示さなかった民間の美術団体からの、展示室明け渡しを求める圧力もあった。学芸員も戦争記録画に対して関心の欠如を示していた。東京都美術館の学芸員補佐であったハヤカワ氏は、日本人の当局によって述べられた意見の中に、「好ましくない作品であるから破壊すべきであるという進言が含まれていた」とした²⁹。これらの日本人の当局が誰であったかは文書に言及されていない。しかし、戦争記録画の存在を知っていた日本人も、それらを手放すことを切望していたように思える。

前述の、ニュージェント中佐によって発行された文章は、このような環境において読まれなければならない。日本の美術団体から展示室明け渡しへ向けて高まっていた圧力、上昇する作品保管料、占領の終焉が、戦争記録画の価値に関しての早急な判断を迫ることとなった。

V. おわりに

1951年のニュージェント中佐による米国陸軍幕僚長へのメモは、接収された戦争記録画のアメリカへの移送につなげた重要資料といえる。上述した資料によると、このニュージェント中佐のメモは、GHQ-SCAP職員たちが戦争記録画の最終処理を決定する問題に、不本意ながら直接に立ち向かわざるをえなかつたという事態によって生み出されたメモであると考えられる。すなわち、GHQ-SCAP職員たちは、オーストラリアとオランダからの接収戦争記録画譲渡要求という問題の処理を回避したかったのであるし、同時に彼らは、作品の文化的、芸術的あるいは歴史的な価値の正式的な決定を回避したかったといえる。その上、様々な圧力があった。

まずは、いくつもの美術団体から、接収戦争記録画を格納していた東京都美術館の展示室明

け渡しの要望があった。これらの要望は、これまでの研究では1950年から始まったとされていたが、より早い年から始まったことが新たにわかった。そしてそのような要望は、1950年以降、連續し活発化した。

また、接收戦争記録画の移送の決定は財政的な理由もあった。HQ&Svc は戦争記録画の保管のため、東京都美術館の展示室の使用料支払いに関して、資金を調達することが困難であったとわかった。進駐軍が展示室を徵發しても、そのスペースの使用料は無料ではなかった。そして、その展示室の使用料は、長く使用すれば使用するほど負担が大きくなつていった。

接收戦争記録画の芸術的あるいは文化的な価値を正式に評価しなくとも、作品の移送にあたっては日本の美術業界からなんら反対はなかった。各 GHQ-SCAP 文書に見ると、日本人の元従軍画家や美術団体が、戦争記録画に起こることに無関心であったことは明確である。当時の日本美術界では、誰も接收された戦争記録画と関係を持ちたくなかつたといえる。

非武装化は戦争記録画の接收の第一の理由ではないかもしれない。しかしながら、これは戦争記録画の移送のため最も便利な理由だったといえる。1950年に、GHQ-SCAP 職員は、日本の占領の終焉を既に感じていたに違いない。例えば、アメリカ国務長官のデイン・アチソンは1949年中頃に、占領が急速に価値を減少させつつある資産のごときものになっていると信じていた³⁰。アメリカは、ますます朝鮮戦争と冷戦に巻き込まれていき、占領の初期段階に GHQ-SCAP によってなされた改革は、日本国内の保守派の復帰の影響で希薄化され「逆コース」状態になりつつあった。『GHQ』の作者竹前栄治によると、リッジウェイが連合軍最高司令官であった時期に、およそ20万人の国粹主義者が復権した³¹。この現実を考えると、なぜ接收戦争記録画が最終的に、アメリカへ移送されたのかが理解できる。GHQ-SCAP 役員の中には、占領が終わる前に戦争記録画が日本から移送されない場合、GHQ-SCAP によって開始した改革が、さらに失われるかもしれないという懸念があつたのではないだろうか。従つて、日本から戦争記録画をすみやかに移送することは、占領初期の改革を維持し、そして、好戦的な日本の再起を防ぐ手段になるだろう、との意向がそこにはあつたと思われる。

PESPECTED

Cast. McGovern, Capt. Reynolds and Mr. Kurosoka of
Engineer Section, Lt. Norwell and Mr. Rate of Construction and Real
Estate, G-4, Hobby Command

Disposition of War Paintings Stored in
Metropolitan Art Galleries

the Japanese Army and Navy were harvested entirely by the propagandists commanded by the Japanese Army and Navy. They were harvested entirely by the propagandists commanded by the Japanese Army and Navy.

to assume responsibility for expense of this collection, although the instructions, (it is said), General MacArthur (alliegantly) directed General Clegg to hold these in his custody pending further instructions as to their disposition. Five pieces in the Tokyo Metropolitan Art Gallery in Den Park were requisitioned through General Clegg's Command for purposes of storage. In July 1946 another 152 paintings were placed in safe keeping at the same address. To these were added, as it happened, 125 additional paintings from various sources, bringing the total to 152. The paintings were subsequently arranged for exhibition purposes and any interested members of the American Forces were permitted to examine the collection during the period 20 August to 2 September 1946. Thereafter the requisitioned rows were locked and the public excluded. Life Magazine requested in writing permission to photograph representative paintings at one time, but, in general, no one has been permitted to inspect them without special permission and until such time as they were subsequently distributed.
In the meantime, their existence has all but been forgotten except by the curators of the gallery and various groups that have occasionally in the past and again recently requested the assistance of GIBS in the removal or the paintings so that the requisitioned space may be used for exhibition purposes.

卷之三

PESPECTED

四百一

1273A

۷۴

RESTRICTED

The interest of the Occupation custodians of the space and paintings was recently aroused quite independently of the other considerations by the discovery of the fact that whereas the unpartitioned space has been costing the Occupation roughly 400,000 yen per annum, this cost is going to be raised by about 300 per cent in the near future. It was fully clear that in the light of this revelation Ryōkyū Command is most anxious to release the space. And now that the question has come up, Mihashira Section is equally anxious to get rid of its mysterious responsibility according to the regulations. Engineers Section, however, found itself in somewhat of a quandary relative to the problem of procedure in disposing of them due to the paucity of records.

The undersigned stated that CIE was prepared to initiate a formal request for release of the results of the investigation, provided that CIE has been consulted regarding the participation of the CIE in the final arbitration award. The CIE had no responsibility in this case, and the undersigned requested that the Japanese Government express the opinion that the CIE should be compensated for its services in this case. The undersigned also stated that a war booty panel should be established by the Department of the Navy and that therefore their disposition should be determined by the Department of the Navy without reference to the considerations regarding the restoration of cultural property. It was pointed out, however, that if they were to be regarded as war booty it would be advisable to give them, with the exception of the cancellation of a peace treaty since they are unique, unless specifically provided for in the treaty, they would revert to the Japanese Government. In this connection, and also in connection with a suggestion that they be given back to the Japanese Government, the undersigned stated that CIE would be opposed to any such development in view of the circumstances and proceedings in this case. In response to further questions regarding the property of considering the painting, the undersigned expressed the willingness of CIE to state officially that they are not part of Japan's cultural heritage or national cultural assets and that, therefore, they may be disposed of separately without fear of violating the provisions contained in the Rules of Martens (RA 27-10) and in International

THE LAW concerning the protection of cultural property.

At the conclusion of this conference it was agreed that CIE would initiate action requesting the release of that section of a paper which would also include for information the other incidental opinions expressed by the undersigned regarding the conference preceding the paragraph. It was the desire of the other participants in the conference that such a paper should be addressed directly to the Secretary General in the hope that he would be asked subsequently by CIE for comments, thus perhaps affording him of the extraordinary difficulty of preparing an adequate accounting of his own interests in the subject. The undersigned expressed the doubt that the routing of the paper to the Secretary General would be arranged as desirable but agreed to explore the possibility and confer

REFLECTED

注

- 1 平瀬礼太, 「戦争画とアメリカ」姫路市立美術館紀要第三号, 1999年
- 2 河田明久の「「それらをどうすればよいのか」—米国公文書にみる「戦争記録画」接收の経緯一」, 『近代画説』8, 1999年
- 3 「Japanese War Propaganda Paintings」21 February 1946, CIE(A)08145, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 4 「Incoming Message」8 November 1945, AG(D)03224, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 5 8 November 1945, AG(C)00090, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 6 「Japanese War Art」26 February 1946, CIE(C)06719, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 7 "Engineer Memoirs: Major General Hugh J. Casey." pamphlet no. 870-1-18, Department of the Army, US Corps of Engineers, 31 December 1993, pp. 267-268.
- 8 "Last Chance to See Jap Art," *Pacific Stars and Stripes*, 1 September 1946, p. 4.
- 9 "Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan(JCS1380/15)," 3 November 1945, 国立国会図書館 HP, 2009年10月20日にアクセスした。<<http://www.ndl.go.jp/constitution/e/shiryo/01/036/036tx.html>>.
- 10 オーストラリアとオランダは自国が参加した戦闘を描写していた作品を GHQ-SCAP に要求した。詳細は平瀬礼太, 「戦争画とアリカ」姫路市立美術館紀要第三号, 1999年, 8-10頁
- 11 Conference Report, 26 August 1946, CIE(A)00672, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 12 Conference Report, 27 August 1946, CIE(A)00672, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 13 「米人の眼に映った戦争画」朝日新聞東京版 1946年9月16日
- 14 CPC Memo, 23 August 1946, CPC-20559, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 15 17 May 1950, CIE(A)08566, と CIE(A)00788 と CIE(C)06720, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 16 Disposition of Japanese War Art, 28 May 1951, CIE(C)06720, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 17 平瀬礼太, 「戦争画とアメリカ」姫路市立美術館紀要第三号, 1999年
- 18 Conference Report, 30 December 1946, CIE(D)05152, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 19 Conference Report, 11 March 1947, CIE(D)05152, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 20 Conference Report, 31 July 1947, CIE(D)0512, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 21 Conference Report, 1 August 1947, CIE(D)05152, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 22 Letters of Request, corresponding dates, CIE(C)06720, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 23 Petition for Release of Requisitioned Space in Metropolitan Museum, 5 April 1950, CIE(A)08565, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 24 Weekly Report CIE/RCR, 13 April 1950, CIE(D)3794, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 25 英文の原文は「... Engineer Section is equally anxious to get rid of its mysterious responsibilities in regard to the paintings. Engineer Section, however, found itself in somewhat of a quandary relative to the problem of procedure in disposing of them...」CIE Conference Report, 27 April 1951, CIE(A)08580, 憲政資料室, 国立国会図書館

- 26 20 December 1949, CIE(C)06714, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 27 英文の原文は「... did not consider that CIE had any responsibility for recommending anything regarding their disposition. The undersigned expressed the opinion that they should be regarded as war booty rather than cultural property...」CIE Conference Report, 27 April 1951, CIE(A)08580, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 28 英文の原文は「... the undersigned expressed the willingness of CIE to state officially that they are not a part of Japan's cultural heritage or national cultural assets...」CIE Conference Report, 27 April 1951, CIE(A)08580, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 29 Bi-weekly Report CIE/RCR, 15 June 1951, CIE(D)03807, 憲政資料室, 国立国会図書館
- 30 竹前栄治『GHQ』 英語版, (Continuum 2002) 499頁
- 31 同上

